

令和6年(ラ)第 [] 号 提供命令に対する抗告事件

(原審・大阪地方裁判所令和5年(モ)第 [] 号)

決 定

大阪市北区大深町4番20号グランフロント大阪タワーA

原告人(原審相手方) エックスサーバー株式会社

同代表者代表取締役

同代理人弁護士

相手方(原審申立人)

同代理人弁護士 神田知宏

主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は原告人の負担とする。

理 由

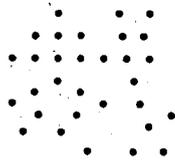
第1 抗告の趣旨

原決定のうち主文第2項を取り消す。

上記部分に係る相手方の申立てを却下する。

第2 事案の概要

- 1 相手方は、インターネット上のサイトに掲載された原決定別紙「投稿記事目録」記載の投稿記事(以下「本件投稿」という。)により人格権を侵害されたことが明らかであるなどと主張して、上記サイトに係るサーバコンピュータを管理する原告人に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(以下「法」という。)5条1項に基づき、原決定別紙「発信者情報目録」記載の情報の開示を求める(大阪地方裁判所令和5年(発チ)第84号)とともに、法15条1項に基づき、原決定別紙「主文目録」記載のとおり、接続プロバイダに関する情報(同目録1)及びサイト管理者に関する



る情報（同2）につき、提供命令の申立て（以下「本件申立て」という。）をした。原審が本件申立てを認める旨の決定をしたところ、原告人は、そのうちの主文第2項（サイト管理者に関する情報に関する部分）を不服として、本件の即時抗告をした。

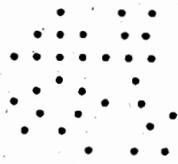
- 2 原告人の主張は別紙「即時抗告申立書」及び原告人主張書面(1)に、相手方の主張は別紙「答弁書」に各記載のとおりである。

第3 当裁判所の判断

当審も本件申立ては理由があると判断する。その理由は、次のとおりである。

- 1 一件記録によれば、原告人は本件投稿が掲載されたサイトに係るサーバコンピュータを管理するものであり、本件における開示関係役務提供者に当たること、相手方が原告人に対し発信者情報開示命令の申立てをしたこと、相手方が本件投稿の発信者を特定するためには、接続プロバイダ及びサイト管理者に対する発信者情報開示請求が必要となり得ること、接続プロバイダの多くは通信記録の保存期間を数か月程度としていることが認められる。そうすると、相手方が本件投稿の発信者を特定することができなくなることを防止するため、原告人に対し上記「主文目録」記載の各情報の提供を命ずることが必要であると判断することが相当である。
- 2 これに対し、原告人は、別紙「即時抗告申立書」の第3に記載のとおり、サイト管理者の氏名又は名称及び住所に関する情報について提供を命ずることは、法15条1項が想定する範囲を超え、立法者の意思に反する旨主張する。

そこで判断すると、法15条1項1号イは、発信者情報開示命令の申立ての相手方とされた開示関係役務提供者に対し、その保有する発信者情報（当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。）により当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者の氏名又は名称及び住所を特定することができる場合には、その氏名等の情報の提供を命ずることができる旨規定しており、その文言上、上記相手方とされた開示関係役務提供者が保有する発信者情報についてそ



れ以上の限定を加えていない。また、発信者情報の開示に関する裁判手続を簡明にするとともに、侵害情報の発信者の特定ができなくなることを防ぐという同条の趣旨に照らすと、上記相手方とされた開示関係役務提供者が開示すべき他の開示関係役務提供者の氏名等の情報の範囲を更に限定することは相当でない。そうすると、前記「主文目録」記載1の接続プロバイダに関する情報のみならず、同2のサイト管理者に関する情報も提供命令の対象になると解すべきものである。

したがって、抗告人の上記主張は採用することができない。

- 3 以上によれば、原審の判断は相当であり、本件抗告は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり決定する。

令和6年2月7日

大阪高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 長 谷 川 浩 二

裁判官 原 司

裁判官 大 河 三 奈 子